

指導者の心得として Good WinnerとGood Loserを育てよう

十の自戒

よくよく吟味すべし

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
- 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
- 三 優れた指導者には自ずと蹊^{こま}が成るものと省みるべし
- 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
- 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
- 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
- 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
- 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
- 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
- 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし

よき指導者像を求めて 「Leader」とは 「リーダーシップは、リッスン(傾聴)に始まる。」
ポール・ピコーズ (米国:心理学者・行動科学者)

Listen	選手の声を聞くということ
Explain	選手に説明するという事
Assist	選手を支えるということ
Discuss	選手と話し合うということ
Evaluate	選手を正當に評価するという事
Respond	指導者として責任をとるということ

スポーツ都市 東京から
「Good Coach」を発信しよう！

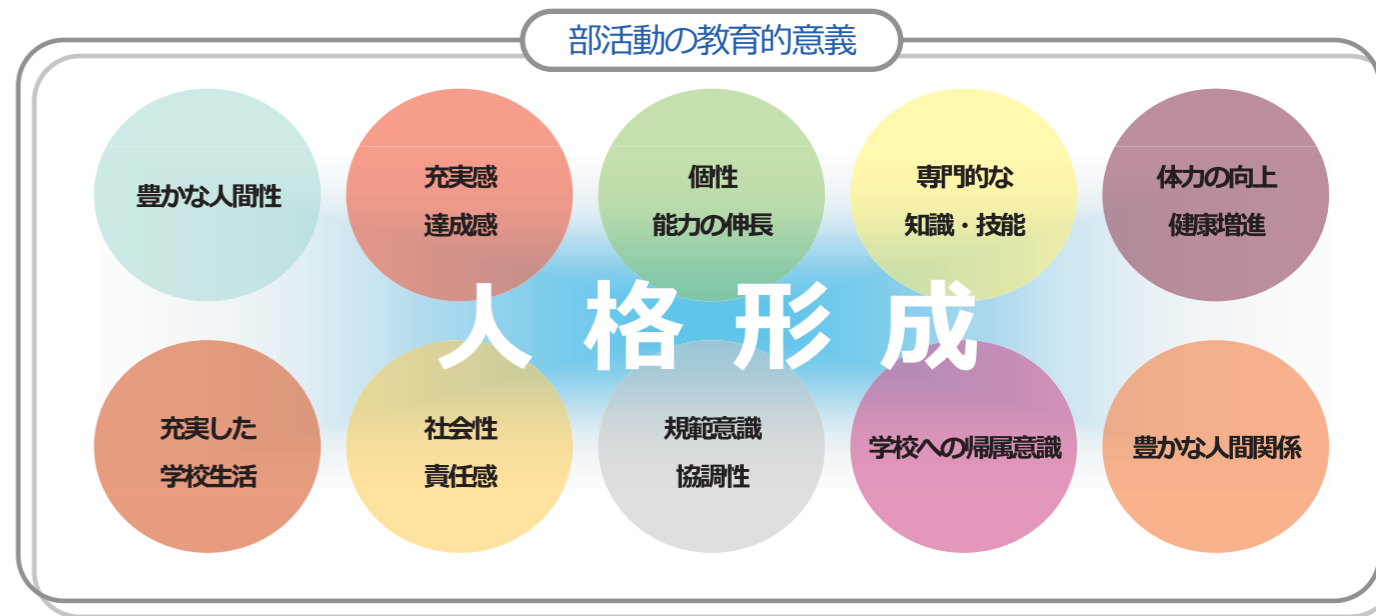
体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット 「生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて」
東京都教育委員会印刷物登録 平成24年度第216号 平成25年3月
編集 東京都教育庁指導部指導企画課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 (03) 5320-6887
印刷 正和商事株式会社



グッドコーチ
生徒の意欲を高める 部活動指導 の在り方を求めて

「人は学校生活に様々な思い出をもつ。その中でも、毎日練習に明け暮れた部活動に特別な思いを寄せる人は多い。部活動が生徒の人生に大きな影響を与えたり、ひとつの部活動の努力や成果が学校全体を変えられることができたり、地域の活性化につながったりした例は数限りない。それは単に練習に時間をかけたにとどまらず、友人、先輩・後輩や顧問教諭との絆、汗と涙、母校への愛着、応援する家族や地域の方々への感謝等、人としての成長の糧があり、これからも我が国の学校文化として大切に育んでいきたい活動である。」

部活動基本問題検討委員会報告書(平成17年10月)から



生徒たちの声

- 「色々あったけど、卒業式の時に、3年間の野球部が走馬灯のように思い出され、涙が出ました。試合の帰りに先生と部員で食べたバナナの味は最高でした。」
- 「顧問の先生には、すごく心遣いかけました。もし先生に出会わなかったら、私は非行の道に走っていたと思います。」
- 「おっかない先生で厳しくて、途中で何度も辞めようと思ったけど、辞めなくて良かった。集中力が付いたお陰で、大学に現役合格した。」
- 「顧問の先生が面白くて、友達も良かったので、毎日学校に行くのが楽しみです。高校に行っても何かやろうと思っている。」
- 「剣道部の先生には、本当に色々なことを教わりました。生き方なのかな？ 卒業したら一人でやっていけるかな。後輩の応援に母校に時々行こうと思います。」
- 「吹奏楽って、体育会系です。体力に自信がないから入部したのに、今や筋トレが日課です。指揮棒を振る時の先生の顔が好きです。」
- 「最後の試合に負けた時、俺のせいだと先生が立っていた。将来は、ああいう先生になりたい。学校の先生って大変そうだけど、チャレンジしたい。」

部活動の位置付け

第12条の12（部活動）

（東京都立学校の管理及び運営に関する規則）

学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。

- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
- 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
- 4 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。

顧問教諭の主な役割

役割には、全ての部活動に共通するものと、部活動ごとに異なるものがあります。

共通のもの

- 年間（月間）指導計画の作成
- 部員名簿の作成
- 部員の参加状況把握や健康管理
- 部員の適正把握
- 部員のカウンセリング
- 部員の生活指導・進路相談
- 管理職への報告
- 担任との連絡・調整
- 保護者・地域との連絡・調整
- 部活動中の事故防止・安全対策
- 部活動予算の管理・執行
- 大会や練習試合の引率
- 広報活動
- 顧問会議の出席
- 外部指導員との連絡・調整
- 大会主催者との連絡・調整

個別のもの

- 専門的知識理解
- 技術指導
- 審判法
- 指導者（コーチ）資格
- 事故対応
- 応急手当
- 中学校との連携
- 進学相談
- 保護者の会
- 部費徴収・合宿費徴収
- ユニフォーム等
- 卒業生の会（OB会）
- 学校体育連盟・体育協会
- 競技連盟
- 学校や教育委員会等への諸届出
- その他



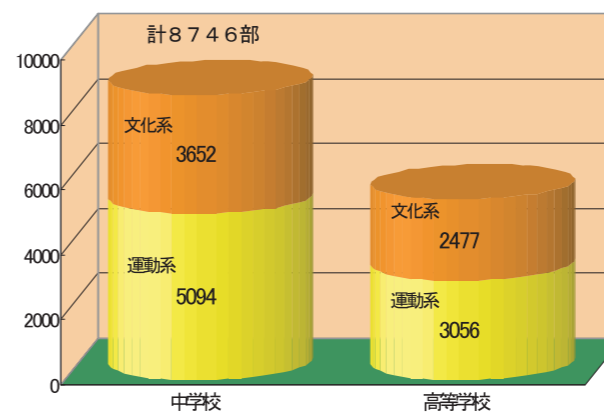
学習指導要領（中学校・高等学校）

（指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項）

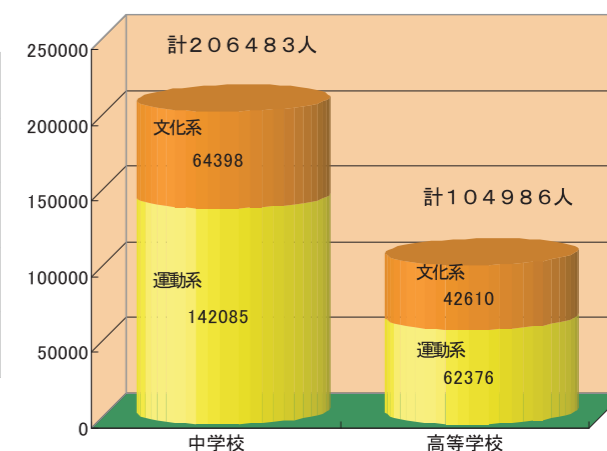
生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること

部活動の現状

公立中学校・高等学校の部活動設置数（平成24年度）



公立中学校・高等学校の部活動加入者数（平成24年度）



都内公立学校部活動加入生徒数ベスト5（平成24年度部活動調査結果から）

	中学校		高等学校（全日制課程）	
1	バスケットボール	23,114人	サッカー	8,035人
2	吹奏楽	19,978人	軽音楽	7,253人
3	サッカー	18,461人	バスケットボール	7,047人
4	ソフトテニス	14,328人	テニス	6,205人
5	野球	13,781人	ダンス	5,693人



暴力

- 練習試合中のプレーが緩慢だとして、コートベンチで選手全員をたたいた。
- 集合時間に遅れ、笑っているのに、カッとなって太ももを蹴った。
- 何度同じことを言っても、同じ誤りを繰り返すので、襟首を掴んで引き倒した。
- 練習に緊張感がないとして、気合いを入れるために、尻を棒でたたいた。
- 試合に負けたのは、お前のせいだと、殴る蹴るの暴行を加えた。
- 上手くできない生徒を、体育館の壁際に立たせ、繰り返しボールをぶつけた。

暴言

- 試合で勝てないため、「お前は死んだほうがいい。」と説教した。
- 公式試合中に、「あんな連中に負けたらシゴクぞ。」と脅かした。
- ミーティングで、「お前はもういない。」と練習を禁じた。
- 自分の思いのままにならない生徒を、嫌味を言って何人も退部させた。
- 上手にならないのは、性格が悪いせいだと、性格を直すよう言った。
- 試合の反省会のはずが、延々2時間以上もあれこれと説教し続けた。

不適切な指導等

- 朝練に来なかったことを理由に、練習参加を禁止し、長期間落ち葉拾いを命じた。
- 筋力トレーニングとして、スクワット300回を指示し、顧問はその場を立ち去った。
- 練習試合に負けたため、校庭1000周を命じた。その後、生徒が途中で次々と倒れた。
- 特定の部員を鍛えるよう指示した。他の部員がそれを知り、顧問への不信感が残った。
- 意義を感じられない練習計画を示し、取り組ませた。翌日から生徒が来なくなった。
- スポーツマッサージと称して、女子生徒の身体を触り、口止めした。

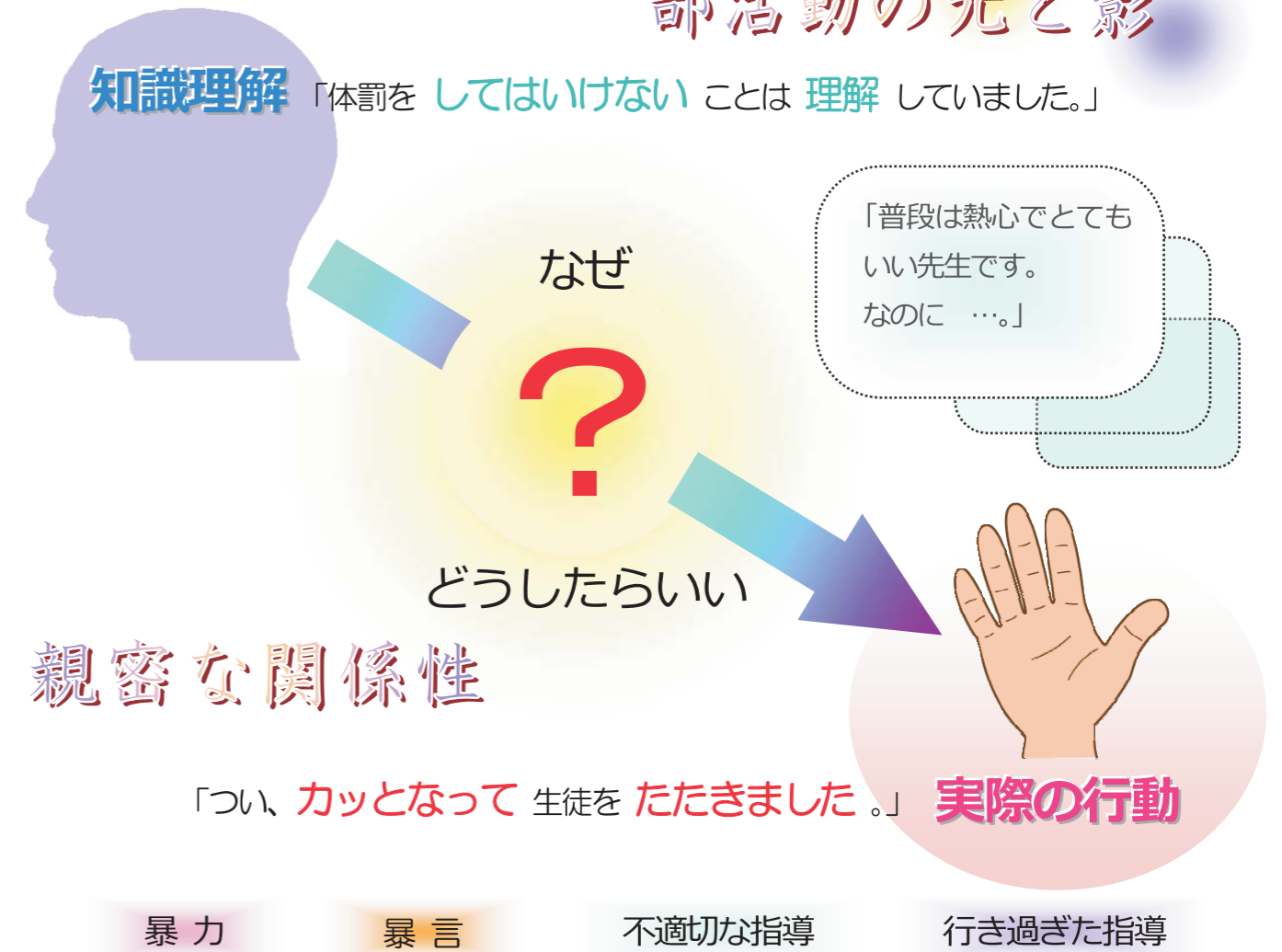
行き過ぎた指導等

- 365日休みなく練習を続けさせた。部員は心身ともに疲労し、勉強する時間もない。
- 普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習を行わせた。
- 生徒が部活動漬けの生活を送ったため、その後、スポーツが嫌になった。
- 土日は都外に遠征に行くため、度々、生徒から遠征費の臨時徴収が行われた。
- 全国大会出場を目指すとして、どう考えても無理な練習を連日強要した。
- 保護者との連携を密にするはずが、特定の保護者と親密になった。

児童・生徒を守るべき教師が、暴力等の不適切な指導によって児童・生徒を苦しめています。

スポーツにおけるチャイルド・プロテクション (child protection) の考え方を学びましょう。

部活動の光と影



《更なる問題点》

- 練習試合のたびに、満足いかないプレーに対し体罰を繰り返す。(常態化)
- 生徒が、たたくことは「厳しい指導の一環」と受容している例がある。
- 試合で勝つためには、少々手荒なことは許されると考えている保護者がいる。
- 普段は信頼の厚い先生なので、たたかれるほうが悪いと考える生徒や保護者がいる。
- 言っても聞かない生徒はたたかないと分からないものだ、と指導方法の限界を定めている。
- 自分自身がたたかれて上手になったため、部活動での体罰に罪悪感がない。

部活動指導において、生徒を体罰という手法により育てるという考え方は誤りです。

生徒を、体罰で導いてはならない。学校から暴力を一掃しなければならない。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

懲戒・体罰に関する考え方

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方
(文部科学省)平成19年2月

1 体罰について

(1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

(4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。

(5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

- 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。

- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

(2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。

(3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

(4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

学校教育法施行規則

(懲戒)

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長(大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。)が行う。
3 前項の退学は、公立の小学校、中学校(学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。)又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

裁判例

「教育小六法2013」(学陽書房)から抜粋

● 懲戒の種類

学校法11条の懲戒には、退学・停学及び訓告等の処分を行うこと、すなわち法律上の懲戒をすることのほか、当該学校に在学する生徒に対し教育目的を達成するための教育作用として、一定の範囲において法的効果を伴わない事実行為としての教育的措置を講ずること、すなわち事実行為としての懲戒を加えることも含まれていると解される。

(東京高判 昭和56. 4. 1 水戸五中事件)

● 体罰の範囲

懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許される。

(東京高判 昭和56. 4. 1 水戸五中事件)

● 体罰の禁止

教員の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、殴打・足蹴りなど生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、民法上の不法行為となる。

(浦和地判 平成2. 3. 26)

● 体罰

小学校の教師が悪ふざけをして逃げた小学2年生男子を追いかけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱った行為は、その目的、態様、継続時間等からして、許される教育的指導の範囲を逸脱せず、体罰に該当しない。

(最三判 平成21. 4. 28)

● 担任教諭の体罰による自殺

担任教諭の行為は、教育的指導とは評価できない単なる暴力であり、現場の状況に照らして児童の自殺は、教諭の行為によるものであり、教育専門家である教師の有すべき「子どもの自殺に関する専門的知見」からすれば、体罰と自殺との相当因果関係も認められる。

(神戸地姫路支 平成12. 1. 31)

● 体罰による自殺

小学5年生が、担任教師の胸ぐらを両手でつかんでゆする体罰を受けた後自殺した事件で、自殺に対する外部的要因がない以上、懲戒行為及び事後行為に内在する危険性が現実化したものと認めるのが相当であり、自殺と懲戒行為との間の相当因果関係が認められ、被告市に損害賠償責任(過失相殺9割)がある。

(福岡地小倉支判 平成21. 10. 1)

法律で禁じられている以前の問題として、教師としての初心が問われています。